

# 町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

申告期間は  
2月16日(火)～3月15日(火)

申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

問・確定申告について 平塚税務署 ☎(22)1400 ・町県民税について 税務課 ☎内線 253・254

## ★★★ 申告会場の案内 ★★★

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告、簡易な確定申告(申告書A)
場 所	平塚駅ビル6階ラスカホール	【①税理士会による無料相談会】 2月9日(火)～2月10日(水)……保健センター2階研修室 2月12日(金)……国府支所2階会議室 ※混雑状況により、相談及び受付の締切を早めることがあります。  【②上記以外の申告相談受付】 2月16日(火)～3月15日(火)……役場4階第1会議室 ※土日は除く
受付期間	2月8日(月)～3月15日(火) ※土日、祝日は除く。 ただし、2月21日(日)・2月28日(日)は開場します。  〔なお、1月4日(月)～3月15日(火)の期間は、平塚税務署内に確定申告会場はありません。所得税の申告・納付期限は3月15日(火)です。〕	
時 間	○相談受付 8:30～16:00(相談は9:00～) ○申告書提出 8:30～17:00	【①の期間中】 9:30～12:00、13:00～15:30 【②の期間中】 9:00～11:45、13:00～16:00
持 ち 物	○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、領収書の合計額を計算してきてください) ○前年の申告書の控え一式 ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

※申告書の自主作成に、ご協力をお願いいたします。

## 振り込め詐欺に注意！！

こんな時はすぐに警察に通報を！

- ・息子や孫から、「携帯電話の番号が変わった」、「今日中に金が必要だ」という連絡があった。
- ・頼まれた振込先の口座名義人は知らない人である。
- ・会社の人や知り合いが、「お金を取りに行く」と言われた。
- ・警察官、金融機関等の職員を名乗る者から、「キャッシュカードを預かります」と言われた。

被害に遭わないための心構え

- ・携帯電話番号が変わったという電話があったら、前の番号に確認の電話を入れましょう。
- ・学校の同窓会名簿などを悪用し、犯人が息子や孫の名前を正確に把握していることがあります。息子や孫から電話があったら、家族かどうかを確認するための言葉を決めましょう(例 ベットの名前)



問 町民課 ☎内線267  
大磯警察署 (72) 0110

©KANAGAWA2013

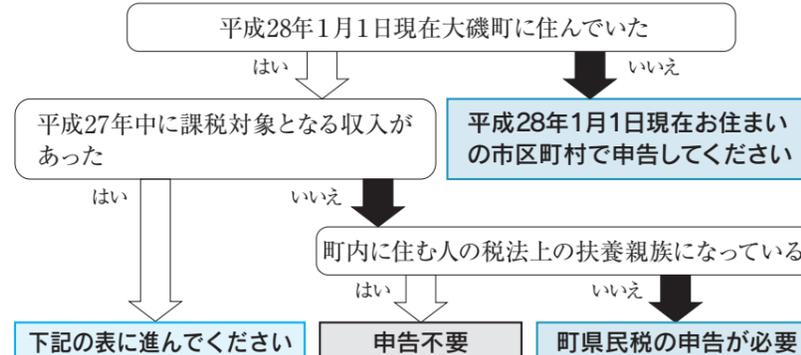
## 中学生「税についての作文」で表彰

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「税についての作文」で次の方々が入賞し、表彰されました。今年度の応募総数は616,062編、うち、大磯町内の中学校からは147編の応募がありました。(敬称略)

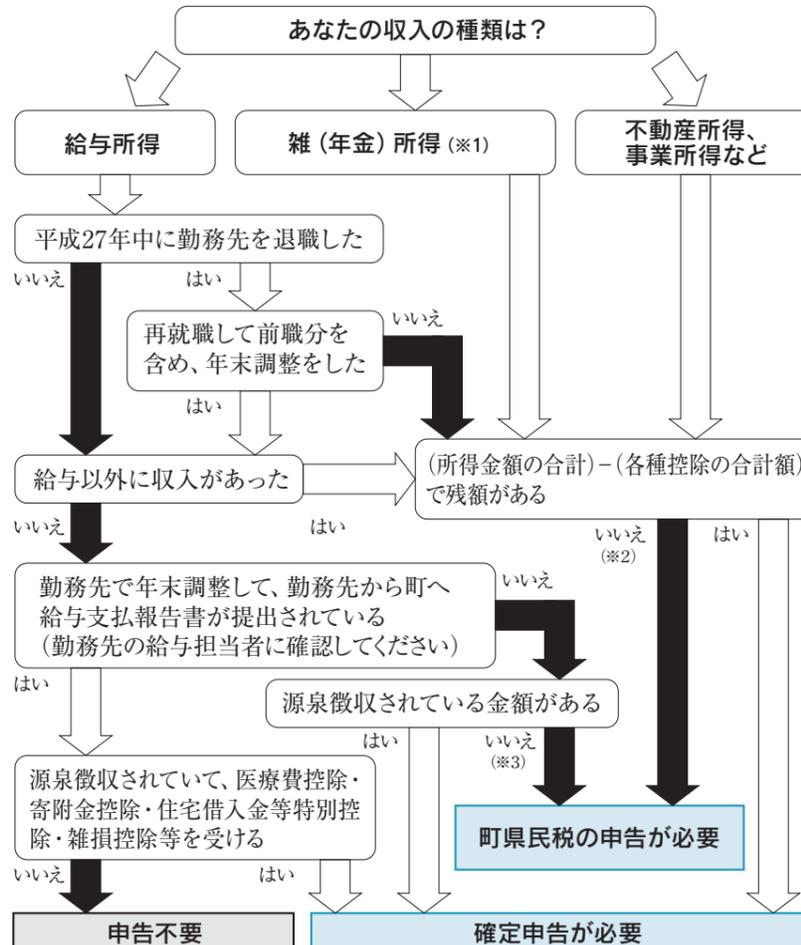
- ▶平塚県税事務所長賞  
前田 実夢 (国府中)
- ▶大磯町長賞  
小島 広汰 (国府中)
- ▶大磯町議会議長賞  
小島 愛菜 (国府中)
- ▶公益社団法人平塚法人会会長賞  
府川 拓海 (大磯中)
- ▶平塚地区納税貯蓄組合総連合会優秀賞  
山本 惇朗 (大磯中)  
小島 創太郎 (国府中)

問 税務課 ☎内線251

## 次の方は申告が必要です！



## あなたはどの申告が必要？



(※1) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合には確定申告書を提出する必要はありません。  
(※2) 還付確定申告を受けられる場合あり (※3) 確定申告が必要になる場合あり  
【注意1】 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。  
【注意2】 公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町県民税の申告は必要です。  
【注意3】 公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の各控除がある場合は町県民税の申告が必要です。

●申告が必要な方  
平成27年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払いを受けている方、不動産などの資産を売却した方は、確定申告が必要です。また、平成27年中に課税対象となる収入がない方でも、扶養親族の対象に入っていない場合は、町県民税の申告をしてください。

●年金受給者の方の申告  
年金の源泉徴収額には、社会保険料や生命

《町県民税申告と確定申告》

保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦(夫)控除、医療費控除などの各種控除は反映されていません。各種控除を受ける場合には、確定申告もしくは町県民税申告が必要です。

《申告の受付・相談》  
申告書の配布  
●町県民税申告書  
前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方には、2月初旬に申告書を送付します。また、申告が必要で、申告書がない場合は、町の申告会場に用意しています。提出は、郵送でも受付します。(控えが必要な方は、切手貼付

のうえ返信用の封筒を同封してください。)

●確定申告書  
国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署や町の申告会場で用意しています。確定申告書は、ご自宅のパソコンで簡単に作成できます  
国税庁ホームページの画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算されます。簡単に作成でき、その申告書を印刷して提出できます。  
▼国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」  
<http://www.nta.go.jp>